

「連帯保証人」確保 入居前提にせず

袋井市営住宅で検討委答申

袋井市営住宅のあり方検討会が、連帯保証人制度と入居資格の見直しについて、大場規之市長に提言した。提言では、新規入居者



袋井市営住宅のあり方を提言する検討会の寒竹伸一会長と三品陽子委員
＝同市役所で

は連帯保証人の確保を前提とせず、民間の保証業者による「機関保証」の加入を優先し、「緊急連絡先」の提出を求めるなどした。

寒竹伸一会長（静岡文化芸術大学副学長）と、三品陽子委員（袋井南部地域包括支援センター長）が市役所を訪れて提言。入居資格については、「60歳以上」の単身入居者の対象年齢を、特定の住戸を対象に「18歳以上60歳未満」とした。子育て世帯の要件も「就学前」から「18歳未満」に緩和した。

市営住宅を巡っては、単身高齢者の増加に伴う死後の残置物処分が大きな課題となっている。孤独死や要

介護者の増加が考えられることから、福祉施策での対応の必要性にも言及した。検討会は市営住宅制度の見直しを図るために有識者ら5人で発足。昨年9月から3回の会合を重ねてきた。（牧田幸夫）